

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 医療法人の社会保険診療報酬の必要経費の特例

Q：個人の医者の場合、社会保険診療報酬に一定の経費率を乗じて求めた金額を必要経費とする特例が認められていますが、医療法人の場合もこの特例は認められているのでしょうか。

A：社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、医療法人であっても特例が認められます。

#### 【解説】

社会保険診療報酬の必要経費の特例とは、実際に要した経費のいかんにかかわらず、収入金額の一定率に相当する金額を必要経費として認めるものです。

医療法人の場合にも、社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、①健康保険法、国民健康保険法等に基づく療養の給付、助産の給付及び更生医療の給付等、②生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療又は出産扶助のための助産、③精神保険法、結核予防法等に基づく医療、④老人保険法の規定に基づく医療につき支払いを受けるべき金額がある場合には、その事業年度の所得の金額の計算上、これらの療養の給付、医療、助産等に係る経費については、個人と同様、特例が認められています。

ただし、医療法人が仮決算に基づく中間申告書を提出する場合には、社会保険診療収入の階層をそれぞれ2分の1の金額に読み替えて適用することになります。

